

諮問番号：平成30年（処分）諮問第1号

答申番号：平成30年答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による申込児童を利用保留とする旨の処分についての平成30年2月13日受付審査請求を棄却することが適当であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

### 第2 事実の経過

- 1 平成29年11月7日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の子であるB（以下「申込児童」という。）について、平成30年4月1日以後の保育利用申込みを行った。
- 2 申込児童は、平成〇年〇月〇日生まれで、〇歳児クラスへの利用申込みであり、利用を希望する施設は、第1希望は〇〇〇〇、第2希望は〇〇〇〇、第3希望は〇〇〇〇であった。
- 3 平成30年2月5日、処分庁は、審査請求人及びその妻に対し、保育所等の利用を保留（利用不可）とする利用調整に関する処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 平成30年2月9日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をし、同月13日、審査庁は、本件審査請求を受け付けた。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 勤務証明書において、審査請求人の妻の勤務日数が4日～5日と記入されており、フルタイムとされずに減点されている。
- (2) 正社員としてチェックしているにもかかわらず、フルタイムとされなかったのは、明らかに利用調整が平等また公正に行われていない。
- (3) 以上の理由により、基準指数と調整指数の合算が〇〇〇点とされたが、実際は〇〇〇点であるため、再度の利用調整を希望する。

#### 2 審査庁の主張

審査庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとし

ている。

(1) 西宮市においては、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度に応じて、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用者をおっせんすることとしており、処分庁においては、利用調整基準表及び調整指数を定め、これに基づいて申請者の指数づけを行っている。

(2) 審査請求人は、当該指数づけに関し、①勤務証明書において、審査請求人の妻の勤務日数が4日～5日と記入されており、フルタイムとされずに減点されている、②勤務証明書において、正社員としてチェックされているにもかかわらず、フルタイムとされていないと主張している。

しかし、審査請求人の妻の勤務証明書の記入内容から、審査請求人の妻の勤務日数が週4日又は5日であることは明白であり、「週5日以上」の区分（90点）と「週4日」の区分（80点）を基にして、それらの中間である85点を基準指数とすることには一定の合理性があるといえるため、審査請求人の妻がフルタイム（週5日以上勤務）とされていないという審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人の妻が正社員であることは確認できるが、必ずしも正社員が週5日以上の勤務であるとはいえず、週当たりの勤務日数は、正社員であるか否かにかかわらず、別に定められることであり、また、正社員であるという事由については、利用調整基準表において指数が定められている事項とはなっていないことから、審査請求人の妻が正社員であるにもかかわらず、フルタイム（週5日以上勤務）とされていないという審査請求人の主張には理由がない。

(3) 以上のとおり、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、処分庁の行った指数の決定は適正に行われているといえる。また、当該指数の決定により、申込児童の指数は〇〇〇点とされたが、当該指数は、審査請求人が利用を希望するいずれの施設についても、最下位で利用が内定した児童の指数を下回るものであったことから、これらの施設については、いずれも利用することができないものであり、利用調整についても適正に行われたものであるといえる。

したがって、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

(3) よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却することが適当である。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、

棄却されるべきである。

## 2 理由

(1) 保育所等の利用申込みがあった場合、市は、その利用調整を行うこととされている（児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項）。

そして、西宮市においては、西宮市保育の利用に関する規則（平成26年西宮市規則第70号。以下「市規則」という。）を制定し、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度に応じて、市長が別に定める基準に基づき保育所等の利用の調整を行い、その結果を結果通知書により通知することとしている（市規則第4条）。

また、利用調整については、児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（平成27年2月3日付府政共生第98号・雇児発0203第3号。以下「取扱通知」という。）によることとしており、取扱通知において、利用調整は、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用者をおっせんすることとしている。

処分庁においては、市規則第4条の規定及び取扱通知を受けて、利用調整基準表及び調整指数を定め、これに基づいて申請者の指数づけを行っている。

(2) そして、審査請求人は、当該指数づけに関し、①勤務証明書において、審査請求人の妻の勤務日数が4日～5日と記入されており、フルタイムとされずに減点されている、②勤務証明書において、正社員としてチェックされているにもかかわらず、フルタイムとされていないと主張していることから、以下これらの点について検討する。

(3) なお、審査請求人の妻の勤務証明書の記入内容は、以下のとおりである。

- ① 勤務日数の欄には、「週4・5日」と記入されている。
- ② 勤務曜日の欄には、「シフト制」が○で囲まれ、「週により異なる」と記入されている。
- ③ 就労実績の欄には、いずれも0日と記載されている。
- ④ 雇用形態の欄には、「正社（職）員」にチェックされている。

(4) まず、上記(2)①の審査請求人の主張から検討するに、上記(3)①及び②のとおり、審査請求人の妻の勤務状況については、週により勤務曜日が異なるが、週当たりの勤務日数は「週4・5日」、すなわち、週4日又は5日であることが分かる。

ただし、利用調整基準表においては、「就労・就学」の類型で、保護者の状況が「外勤・1日8時間以上の就労（就学）」の項において、「週5日以上」が最も指数が高い区分とされ、「週4日」がそれに次ぐ区分とされているが、「週4日又は

5日」との区分は規定されていない。

この点、利用調整基準表の備考欄において、「複数の事由に該当する場合は、各事由にかかる指数、就労日数及び就労時間をもとに適宜指数を調整する。」と規定されている。「週4・5日」という事由は、複数の区分に直接該当するものではないが、同備考の趣旨から、利用調整基準表に直接該当するものがない場合においては、これに類似する区分を基に適宜指数を調整することは許容されると解する。

そこで、いかなる指数の調整を行うべきであるかを検討するに、上記(3)③のとおり直近3月の勤務実績が0であることから、実績としての週当たりの勤務日数が判然としないが、勤務日数が週4日又は5日であることは明白であるため、「週5日以上」の区分(90点)と「週4日」の区分(80点)を基にして、それらの中間である85点を基準指数とすることには一定の合理性があるといえる。

よって、審査請求人の妻がフルタイム(週5日以上勤務)とされていないという審査請求人の主張には理由がない。

- (5) 次に上記(2)②の審査請求人の主張については、上記(3)④のとおり、審査請求人の妻が正社員であることは確認できるが、必ずしも正社員が週5日以上の勤務であるとはいえず、週当たりの勤務日数は、正社員であるか否かにかかわらず、別に定められることになるといえる。

また、正社員であるという事由については、利用調整基準表において指数が定められている事項とはなっていない。

よって、審査請求人の妻が正社員であるにもかかわらず、フルタイム(週5日以上勤務)とされていないという審査請求人の主張には理由がない。

- (6) 以上のとおり、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、処分庁の行った指数の決定は適正に行われているといえる。また、当該指数の決定により、申込児童の指数は〇〇〇点とされたが、当該指数は、審査請求人が利用を希望するいずれの施設についても、最下位で利用が内定した児童の指数を下回るものであったことから、これらの施設については、いずれも利用することができないものであり、利用調整についても適正に行われたものであるといえる。

したがって、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 保育所等の利用申込みがあった場合、市は、その利用調整を行うこととされている(児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項)。

そして、西宮市においては、市規則を制定し、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度

に応じて、市長が別に定める基準に基づき保育所等の利用の調整を行い、その結果を結果通知書により通知することとしている（市規則第4条）。

また、利用調整については、児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて取扱通知によることとしており、取扱通知において、利用調整は、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用者をおっせんすることとしている。

処分庁においては、市規則第4条の規定及び取扱通知を受けて、利用調整基準表及び調整指数を定め、これに基づいて申請者の指数づけを行っている。

- (2) そこで、審査請求人が、当該指数づけに関し、勤務証明書において、審査請求人の妻の勤務日数が4日～5日と記入されており、フルタイムとされずに減点されていると主張している点について検討すると、審査請求人の妻の勤務証明書の勤務日数の欄には「週4・5日」と記入され、勤務曜日の欄には「シフト制」が○で囲まれ、「週により異なる」と記入され、及び就労実績の欄にはいずれも0日と記載されていることから、審査請求人の妻の勤務状況については、直近3月の勤務実績が0であることから実績としての週当たりの勤務日数は判然としないものの、週により勤務曜日が異なるが、週当たりの勤務日数は「週4・5日」、すなわち、週4日又は5日であることが分かる。

この点、利用調整基準表の備考の趣旨から、利用調整基準表に直接該当するものがない場合においては、これに類似する区分を基に適宜指数を調整することは許容されるものであり、勤務日数が週4日又は5日であることは明白であるため、利用調整基準表には「週4日又は5日」という区分はないが、「週5日以上」の区分（90点）と「週4日」の区分（80点）を基にして、それらの中間である85点を基準指数とすることには一定の合理性があるとした審理員の判断は相当であると認められる。

よって、審理員意見書のとおり、審査請求人の妻がフルタイム（週5日以上勤務）とされていないという審査請求人の主張には理由がないものと認められる。

- (3) 次に、勤務証明書において、正社員としてチェックされているにもかかわらず、フルタイムとされていないと主張している点について検討すると、審査請求人の妻の勤務証明書の雇用形態の欄には、「正社（職）員」にチェックされており、審査請求人の妻が正社員であることは確認できるが、必ずしも正社員が週5日以上勤務であるとはいえず、週当たりの勤務日数は、正社員であるか否かにかかわらず、別に定められることになるといえる。

また、正社員であるという事由については、利用調整基準表において指数が定められている事項とはなっていない。

よって、審理員意見書のとおり、審査請求人の妻が正社員であるにもかかわらず

ず、フルタイム（週5日以上勤務）とされていないという審査請求人の主張には理由がないと認められる。

（4）以上のとおり、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、処分庁の行った指数の決定は適正に行われているといえる。また、当該指数の決定により、申込児童の指数は〇〇〇点とされたが、当該指数は、審査請求人が利用を希望するいずれの施設についても、最下位で利用が内定した児童の指数を下回るものであったことから、これらの施設については、いずれも利用することができないものであり、利用調整についても適正に行われたものであるといえる。

したがって、審理員意見書のとおり、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はないと認められる。

2 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

本件処分には、他に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

## 第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成30年6月6日	—	諮問書を受理
平成30年7月24日	第18回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成30年8月22日	第19回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成30年9月28日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊

委員 近 藤 剛 史

委員 前田 雅子